

Q7 一時金はどのようにして受けとることができるのですか。

A 申請する方で本人名義の口座に振り込まれます。

Q8 一時金の振込先を家族の口座とすることはできますか？

A 特別な理由がない限り、申請する方で本人名義以外の口座を振込先とすることはできません。

ご不明な点がありましたら、下記の相談窓口へお問い合わせください。

山口県旧優生保護法一時金 受付・相談窓口

電話 083-933-2946

受付 月曜日から金曜日
(祝日・年末年始を除く)
8時30分から17時15分まで

場所 山口県庁5階 子育て政策課内
〒753-8501
山口県山口市滝町1番1号



旧優生保護法による

優生手術などを受けた方へ

山口県からとても大切なお知らせです

- 平成31年4月に「旧優生保護法一時金支給法」という法律ができました。
- この法律には、ご本人の気持ちも聞かれることなく、子どもができなくなる手術（優生手術）などを受け、からだや心に大きな痛みや苦しみをうけたことについて、おわびすると書いてあります。
- この法律は、子どもができなくなる手術（優生手術）などを受けた人にお金（一時金）を払うことをさだめています。
- お金（一時金）は、一人320万円（非課税）です。
- お金（一時金）を受けとるためには、令和6年4月23日までに手続きが必要

「おなかに手術のきずがあるが、
なんの手術かわからない。」

「子どもができないように手術したと
家族からきいたことがある。」

こちらあたりのある方は、

まずは、ご相談ください。

相談内容については秘密を守ります。



相談専用電話

083-933-2946

ご請求の参考にしてください

Q1 一時金を受けとることができるのはどのような人ですか？

A 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、子どもができなくなる手術（優生手術）を受けた方、または、子どもができなくなるように放射線をあてられた方です。
なお、一時金を受けとるためには、令和6年4月23日までに手続きが必要ですよ。

Q2 一時金の申請は、どのようにしたらよいですか？

A 申請に必要な書類を山口県子ども政策課あてに郵便で送ってください。

※申請に必要な書類の一覧

- ① 請求書（様式1※）
 - ② 医師の診断書（様式2※）
 - ③ 診断書作成料が書かれた領収書など（様式3※）
 - ④ 一時金の振込を希望する口座の通帳やキャッシュカードの写し
 - ⑤ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）やマイナンバーカードの写しなど申請した方の氏名、住所または居所を証明する書類
 - ⑥ その他（障害者手帳の写し、戸籍謄本、成年後見人登記事項証明書など）
- ※様式1～3は窓口やホームページなどから手に入れることができます。

Q3 自分で請求書を書けない場合、どうすればよいですか？

A ご家族など、代理人の方が書いてください。山口県の職員が代わりに書くこともできます。

Q4 医師の診断書は、どこの医療機関で書いてもらえますか？

A 申請する方の便利のよい医療機関で書いてもらってください。
この診断書は、手術などを受けた痕が現在確認できるかどうかについて、医師に書いてもらうものです。

Q5 診断書を書いてもらうために、お金がかかりますか？

A お金（診断書料）がかかります。ただし、一時金を受けとることが決まったら、一時金とあわせて診断書料も支払われます。

Q6 優生手術などを受けた記録が見つからない場合、どのようにしたらよいですか？

A 優生手術などを受けた年齢や場所など覚えていることをすべて請求書に書いて、山口県子ども政策課へ送ってください。
なお、優生手術などを受けた記録は山口県が集めますので、申請する方やご家族が記録を集める必要はありません。